○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市南比良字四ツ川谷一〇二七から一〇三二まで、字土山一〇三三、一〇三四、字和泉ヶ谷一〇三五から一〇三八まで、字白谷一〇三九から一〇四一まで、字前山一〇四二、一〇四四の一、字平石一〇四四、一〇四五、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七から一〇五二まで、一〇四七の一、一〇四九の一、一〇五〇の一、一〇五一の一、一〇五二の一、字細溝一〇五三、一〇五四の一から一〇五四の六まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山一〇四二（次の図に示す部分に限る。）、一〇四二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市南比良字奥山一〇四三、一〇四三の一から一〇四三の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥山一〇四三の二、一〇四三の四

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥山一〇四三

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道常呂郡置戸町（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、網走市・新得町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに網走市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市木之本町金居原字須亦一六八一の一二七・一六八一の一三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六八一の九〇から一六八一の一二六まで、一六八一の一二八、一六八一の一二九、一六八一の一三一、一六八一の一三二、一六八一の一三四、一六八一の一三六、一六八一の一三七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十八年十月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県三豊市山本町河内字逆瀬二二九八の三、二二九八の二六、二二九八の二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）